

介護保険だより

令和8年10月号

群馬県国民健康保険団体連合会

介護給付費の請求忘れ・請求もれにご注意ください

毎月、介護給付費の請求忘れや介護給付費の一部が請求されていない請求もれが発生しています。

介護給付費の請求期間は、伝送（インターネット）の場合、毎月1日から10日の23時30分までです。電子媒体等の場合、土日・祝日を除く毎月1日から10日まで（10日が土日・祝日の場合はその前の平日が締切日）が請求期間となります。

なお、期間内に提出できなかった場合、請求は翌月以降となりますので、請求忘れや請求もれのないように、十分ご注意ください。

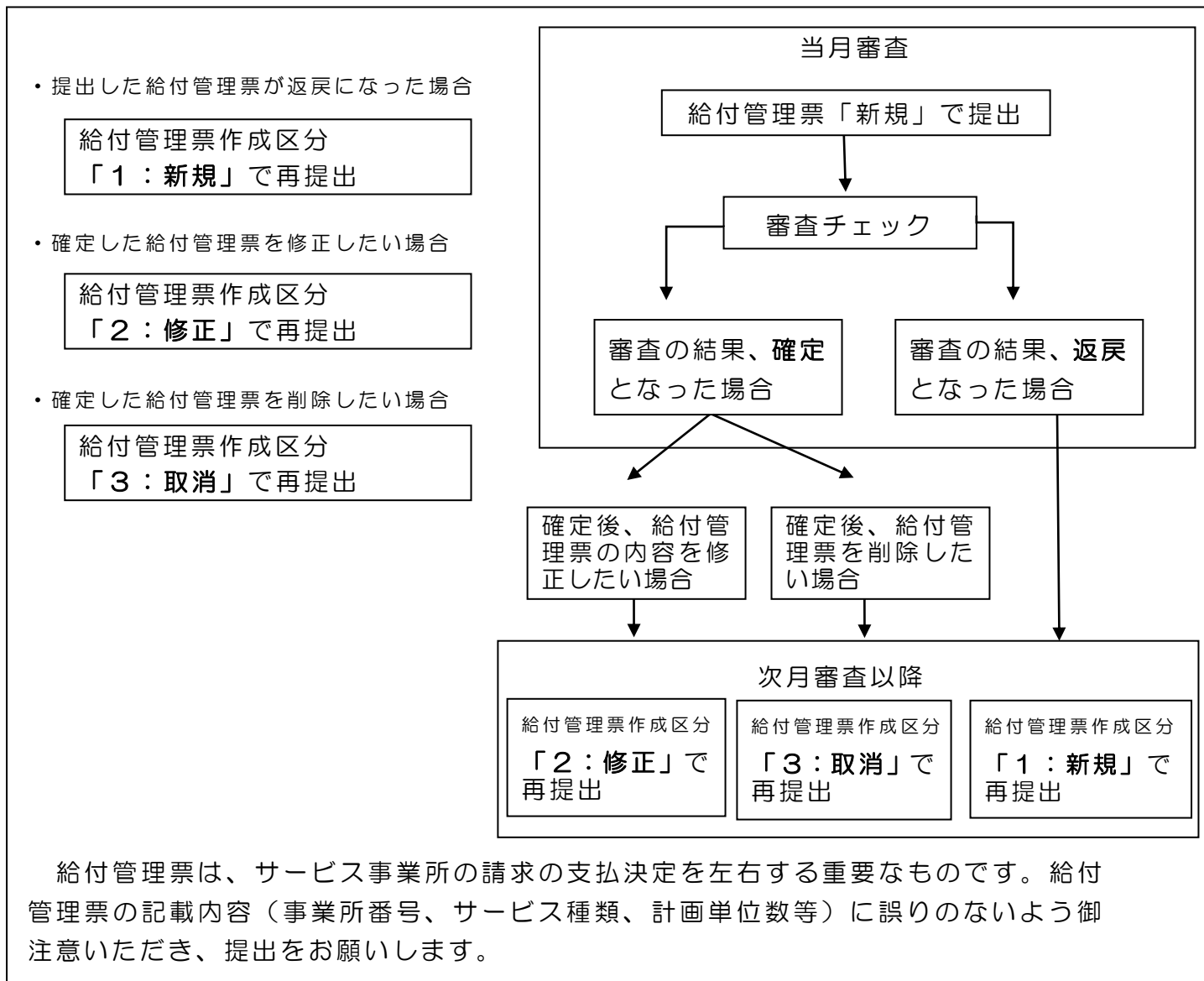
今後の請求締切日は以下のとおりです。

サービス提供年月	伝送請求締切日	電子媒体等請求締切日
令和8年 9月	10月10日（土）	10月 9日（金）
令和8年 10月	11月10日（火）	11月10日（火）
令和8年 11月	12月10日（木）	12月10日（木）
令和8年 12月	1月10日（日）	1月 8日（金）
令和9年 1月	2月10日（水）	2月10日（水）
令和9年 2月	3月10日（水）	3月10日（水）
令和9年 3月	4月10日（土）	4月 9日（金）

給付管理票の作成区分について

給付管理票の作成区分には「1：新規」「2：修正」「3：取消」の3つの区分があります。以下の図を参考に処理を行ってください。

【処理フロー図】



お問い合わせ先

インターネット



〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

TEL 027-290-1319（直通）

FAX 027-255-5077

受付時間 8：30 ～ 17：15（12：00 ～ 13：00 を除く）

※17：15 以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <https://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。



国保連合会